

令和8年10月6日
道路局環境安全・防災課

アンダーパスの冠水事故防止に向けたガイドラインを策定 ～「冠水する前に止める、入らせない」対策を推進～

近年の気象変動等に伴う大雨の頻発化・激甚化を踏まえ、アンダーパスの冠水事故の防止に向け、具体的な対策を整理した「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン」を策定しました。

- 令和8年8月千葉豪雨では、アンダーパスの冠水により人的・物的被害が発生し、その後も各地で大雨によるアンダーパスの冠水に伴い、同様の人的・物的被害が発生しています。
- こうした状況を踏まえ、アンダーパスの冠水事故を防止するためには、排水設備等による冠水防止のみに依存することなく、冠水のおそれが高まった段階での予防的な事前通行規制や、冠水時における速やかな通行規制を行うとともに、通行規制時に車両を確実に進入させないための対策を講じることが重要です。
このため、令和8年8月27日付け「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けた当面の対応について」により、当面の対応を示し、実施可能な対策から速やかに取り組んできたところです。
- こうした取り組みを一層推進していくため、今般、アンダーパスの冠水リスクに応じた通行規制、車両進入防止対策等の基本的な考え方を体系的に整理し、道路利用者の安全を確保することを目的として、「アンダーパスにおける冠水事故防止に向けたガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を策定しました。
- 本ガイドラインでは、
 - ・「予防的な事前通行規制、冠水時における速やかな通行規制」、「車両進入防止対策」、「排水機能の確保等」を組み合わせた多重防御
 - ・異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定を基本的な考え方として、設備及び運用の両面から各箇所の状況に応じて、実効性のある冠水事故防止対策を講じることとしています。

※本ガイドラインの概要は、別紙のとおりです。

※本ガイドラインの全文は、道路局のホームページに掲載しています。

https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000208.html

＜問合せ先＞

道路局 環境安全・防災課 道路防災対策室 沼崎（内線 38282） 相馬（内線 38287）

代表（03）5253-8111 直通（03）5253-8489

1. はじめに

■背景・目的

- 大雨の頻発化・激甚化
- アンダーパスの冠水による、人的・物的被害の発生

アンダーパスの冠水リスクに応じた通行規制、車両進入防止等の基本的な考え方を体系的に整理

■基本的な考え方

- 予防的な通行規制、冠水時における速やかな通行規制、車両進入防止対策、排水機能の確保等を組み合わせた多重防御
- 異常発生時にも安全側に移行できるフェールセーフの考え方を設定

2. アンダーパスの通行規制の基本的な考え方

- リスクが想定される箇所は、冠水発生時に警告表示、速やかに物理的な通行規制を実施
- さらに人的・物的被害があるなど、リスクが高い箇所は、予防的な事前通行規制を実施 等

3. 予防的な事前通行規制等の実施

■予防的な事前通行規制の基本的な考え方

- 「特に高い冠水リスク箇所」について、予防的な事前通行規制を実施
- 規制基準は原則、警戒レベル4相当防災気象情報及び時間雨量を基本として設定

■冠水発生時の速やかな通行規制

- すべての箇所について、冠水を確認・検知した場合には、速やかに通行規制を実施

■設備異常時

- フェールセーフの考え方により、停電・設備異常時は早期規制を実施

■通行規制の実施・解除

■迂回誘導・情報提供

- 警察等関係機関と事前に対応を調整

4. 車両進入防止対策の強化

■基本的な考え方

- 進入防止、注意喚起、監視の対策を組み合わせた多重防御により車両の進入を防止
- フェールセーフの体制・運用を構築

■注意喚起対策

- 水深等の注意喚起の路面・側壁標示、看板の警告標示、道路情報板、赤色灯の活用により注意喚起

■通行規制時の進入防止措置

- 規制箇所への資機材配置
 - ・速やかに、バリケード等を配置
- 進入防止設備の設置
 - ・「特に高い冠水リスク箇所」では、基本的に遠隔遮断機(自動含む)等を設置
- 監視設備の設置
 - ・水位センサーは必要な箇所について設置
- 作動確認
- 地域住民・沿道施設等の協力
 - ・災害時協定等を活用し、地域住民等と協力体制の構築を検討

5. 排水機能の確保

○基本的な考え方

○排水機能の確保

○停電、設備異常時の機能確保

○設備の点検・維持管理・更新

6. 関係機関との連携

○関係機関との連携・情報共有・確認

7. 道路利用者への情報提供・注意喚起

- 道路利用者へ出控え、安全最優先の行動及び事前通行規制予測の把握を呼びかけ
- 道路緊急ダイヤル(#9910)による冠水報告や脱出用ハンマーの携行など、道路利用者へ周知 等

8. アンダーパス冠水事故防止対策推進計画

- 計画において、対策の方針及び実施目標を定める

ガイドラインのポイント

アンダーパスの通行規制・進入防止対策の概要

- ・リスクが想定される箇所は、冠水発生時に通行規制について警告表示、速やかに物理的な通行規制を実施
- ・さらに人的・物的被害があるなど、リスクが高い箇所は、予防的な事前通行規制を実施 等

		区分 ^{注1}	基本的な対策			
			通行規制	進入防止設備 ^{注2}	人員等 []は機器が整備されるまでの措置	
高 冠水リスク	↑ 個々のアンダーパスの状況を踏まえてリスクレベルを適切に判断	1	・特に高い冠水リスク箇所 (人的・物的被害あり 幹線道路(冠水履歴あり) 等)	・予防的な事前通行規制の実施(物理的)	遠隔遮断機(自動含む) 道路情報板 バリケード、カラーコーン等 赤色灯 	・人員配置 [遠隔遮断機(自動含む)を設置するまでは、 当面バリケード設置 で対応]
		2	・高い冠水リスク箇所 (幹線道路以外(冠水履歴あり) 等)	・冠水発生時に、 通行規制について 警告表示、 速やかに通行規制 を実施(物理的)	遮断機(手動) 道路情報板 バリケード、カラーコーン等 赤色灯 	・人員配置 ^{注3} [遮断機(手動)を 設置するまでは、 当面バリケード設置 で対応]
		3	・一定の冠水リスク箇所 (例:内水浸水想定エリア内等)	・冠水発生時に、 通行規制について 警告表示、 速やかに通行規制 を実施(物理的)	バリケード、カラーコーン等 赤色灯 	・パトロール職員 ^{注4} がバリケード、カラーコーン 等を設置
		4	・注意喚起・監視等リスク箇所 (例:内水浸水想定エリア以外等)	・冠水発生時に、 通行規制について 警告表示 (情報発信)	赤色灯 	・赤色灯により 警告表示 ・パトロールの強化 ^{注5} [赤色灯設置までは、 当面カラーコーン等設置で対応]
低						

注1: 区分の判断にあたっては、当該箇所の個別の状況を踏まえて、道路管理者が判断する

注2: 現場の交通状況、周辺の地形等に応じて、関係機関との連携や道路利用者への情報提供・注意喚起の取組を検討の上、各箇所の区分に応じた対策を踏まえ、必要な対策について道路管理者が判断する

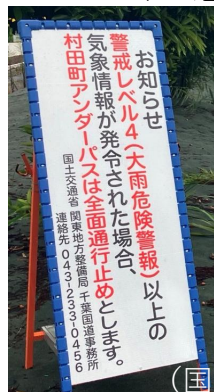
注3: 通行止めに必要な人員配置については、各箇所の進入防止設備等の整備の状況を踏まえ、緩和可能とする

注4: 通行止めの実施にあたっては、地域住民や沿道施設等からの協力体制の構築(災害時協定等)について検討する

注5: 状況に応じてバリケード、カラーコーン等を設置する

車両進入防止対策（設備等）

注意喚起看板



(国交省)

この先
冠水時通行止
(赤色灯点灯時)

この先
冠水時通行止

(イメージ)

路面標示



(国交省)

側壁標示



(国交省)

遠隔遮断機（自動含む）



(千葉市)

遮断機（手動等）



(千葉市)

赤色灯



(国交省)

道路情報板



(国交省)

水位検出器 (水位センサー)



(国交省)

監視カメラ (CCTV)



(国交省)